

10月1日
発売

50%もお得！三鷹市プレミアム付商品券

市内400店以上のお店で使えます！

☎生活経済課 ☎内線2544

新型コロナウイルスの影響を受けた市内商業と市民生活を支援するため、都内最高の50%分のプレミアムが付いた商品券を10月1日(休)午前9時から販売します。今回は、スマートフォンで簡単に決済できるデジタル商品券を新たに発売します。

※紙の商品券の販売場所やデジタル商品券の買い方・使い方、商品券が使える店舗の一覧など、詳しくは9月27日(日)発行の広報みたか特集号でお知らせします。

最大30,000円の商品券購入で45,000円分のお買い物ができます！

◆三鷹市プレミアム付商品券の概要(10月1・2日(金)は市内在住の方のみ購入可)

	デジタル商品券	紙商品券
対象者	市内在住・在学・在勤・在活動の方	市内在住の方
販売期間	10月1日～令和3年2月15日(月)	10月1日～10月30日(金)
使用期間	10月1日～3年2月28日(日)	
販売単位	1,000円単位	1冊5,000円(500円券×15枚)
購入限度額	1人当たり30,000円(額面45,000円分)まで	
支払い単位	1円単位	500円単位(お釣りは出ません)
購入方法	インターネット販売	窓口販売

デジタル商品券の買い方・使い方説明会&個別相談会

☎(株)まちづくり三鷹 ☎40-9669

スマートフォンに不慣れな方も気軽にご参加ください。

☎各回20人

☎日所 ①大沢コミュニティセンター＝9月28日(月)午前10時30分～11時30分、②牟礼コミュニティセンター＝28日午後2時～3時、③井の頭コミュニティセンター＝29日(火)午前10時30分～11時30分、④新川中原コミュニティセンター＝29日午後2時～3時、⑤井口コミュニティセンター＝30日(水)午前10時30分～11時30分、⑥三鷹産業プラザ＝30日午後2時～3時・10月2日(金)午前10時30分～11時30分・午後2時～3時(10月2日は個別相談会のみ)

☎物 スマートフォン、メールアドレス、筆記用具(電子決済手段の登録を希望する方はクレジットカードまたはJ-coinアプリも)

☎申 必要事項(11面参照)を同社 ☎40-9669・☎FAX 40-9750・☎kai mono@mitaka.ne.jpへ(先着制)



三鷹テラストリート

飲食店などのテラス営業を支援します

☎生活経済課 ☎内線2542



新型コロナウイルスの影響を受ける飲食店などを支援するため、国土交通省がテイクアウトやテラス営業を行うための路上利用に関する基準を緩和したことを受け、これまでできなかった路上でのテラス営業が可能になりました。

市では、市内の飲食店などが路上(ストリート)に風通しの良い座席を設置し、

テラス営業を行う取り組みを「三鷹テラストリート」(テラス×ストリート)と称し、必要な手続きなどをサポートします。

相談窓口を設置しました

テラス営業に必要な道路の占用・使用許可申請や東京都中小企業振興公社によるテーブル・椅子の購入費助成(上限10万円)など、各種手続きに関するワンストップ相談窓口をご利用ください。

☎所 同課(第2庁舎2階)

新型コロナウイルス感染症に関する支援

子育て世帯・ひとり親世帯への給付金の申請はお済みですか

☎子育て支援課 ☎内線2751(子育て世帯)、☎内線2754(ひとり親世帯)

子育て世帯への給付金 給付額：①②対象児童1人につき1万円
(①子育て世帯臨時特別給付金(国支給)、②子どものための給付金(市独自))

申請期限はいずれも9月30日(水)です。お早めに申請してください。

☎人 ①令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(特例給付は除く)受給者、②令和2年3月31日現在、三鷹市に住民登録のある中学生までのお子さん

ひとり親世帯への臨時特別給付金 給付額：1世帯当たり5万円

申請が済んでいない方は、お早めに手続きをお願いします。

☎人 令和2年6月分の児童扶養手当が支給されている方、公的年金等(遺族年金、障害年金など)を受給しており、6月分の同手当の支給が全額停止されている方、同感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が同手当を受給している方と同じ水準になっている方

※給付基準がありますので、詳しくはお問い合わせください。

あなたの「家・生命・財産」を守る助成制度をご利用ください

地震対策は
早めが安心



耐震診断・改修助成制度

☎申 事前に都市計画課(市役所5階52番窓口)
☎内線2813へ

木造住宅耐震診断助成制度

市指定の機関で診断を行った場合、費用の一部を助成します。

◆対象

市内の個人所有の木造住宅(空き家を含む)で、平成12年5月31日以前に着工されたもの(集合住宅を除く)

◆助成額

診断費用の3分の2。ただし、簡易診断は上限4万円、一般・精密診断は上限10万円

木造住宅耐震改修助成制度

診断結果から耐震補強などの改修工事が必要と判定された住宅に、費用の一部を助成します。

◆対象

耐震診断助成制度(上記)の一般・精密診断を利用し、倒壊の可能性が「ある」「高い」と判定された住宅

◆助成額

改修費用の3分の1(高齢者・障がい者世帯は2分の1)。ただし、簡易改修は上限30万円、耐震基準を満たす改修は上限50万円

接道部緑化助成制度

☎申 事前に緑と公園課
(市役所5階56番窓口)
☎内線2835へ

接道部緑化助成

◆助成要件

- 生け垣などを造る場所が道路に面している
- 生け垣などの延長が2m以上ある
- 生け垣などを5年以上保存するなど

◆助成額(最大30mまで)

1m当たり14,000円まで

接道部のブロック塀の撤去

ブロック塀を生け垣などに造り替える費用を一部助成します。

◆助成額(最大30mまで)

1m当たり1万円まで

※ブロック塀の撤去のみに対する助成もあります。

住宅の耐震化に伴う 固定資産税などの減免・減額制度

☎申 事前に資産税課(市役所2階28番窓口)
☎内線2365へ

建て替えを行った住宅の減免制度(市)

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、令和3年3月31日までに建て替えた場合、その年の翌年度分から3年間、固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◆対象要件

建て替え前後の住宅が市内にあり、所有者が同一で、取り壊しから新築までの期間が1年以内

耐震改修を行った住宅の①減額(国)・②減免(市)制度

昭和57年1月1日以前から市内にある住宅を、令和3年3月31日までに耐震改修した場合、その年の翌年度分について、①固定資産税の2分の1を減額後、②残りの固定資産税・都市計画税を全額減免します。

◆対象要件

国が定める現行の耐震基準に適合させるための改修で、工事費用が50万円超(1戸当たり120㎡相当分まで)